

改正

平成28年7月12日要綱第97号

平成29年6月22日要綱第72号

令和2年6月23日要綱第113号

小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市（以下「市」という。）内の安全・安心まちづくり推進地区において、当該地区内に所在する地域団体が防犯設備を整備する事業に対し、小金井市防犯設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該地区の公共空間における防犯のための見守り活動の推進を図ることを支援し、もって市内における安全で安心なまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区 市が防犯対策を効果的に進める必要がある区域として選定し、あらかじめ東京都に報告したものをいう。
- (2) 地域団体 町会、自治会、PTA、商店会等その他一定の区域の住民が組織し、又は参加する団体をいう。
- (3) 防犯設備 一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止に資するために固定して設置される防犯カメラ（映像表示装置、録画装置等を含む。）をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されたものとし、専ら特定の私有財産又は公有財産の保護、管理等に供せられるものは除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、継続して行う地域における見守り活動の一環として実施する次の事業とする。

- (1) 地域団体が単独で行う防犯設備整備事業（以下「単独事業」という。）
- (2) 地域団体が連携して行う防犯設備整備事業（以下「連携事業」という。）

2 前項第1号及び第2号の事業は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 安全・安心まちづくり推進地区に選定した地区内で行う事業であること。

- (2) 防犯に関する見守り活動を月1回以上継続して行うこと。
- (3) 商店会のみからなる団体が行う事業ではないこと。
- (4) 地域団体に商店会が含まれる場合には、当該商店会の区域以外にも防犯カメラを設置すること。
- (5) 占有許可等が必要な箇所で事業を実施する場合は、当該箇所の占有許可等を受けていること、又は受けられる見込みがあること。
- (6) 事業を実施する地域において住民の合意形成がなされている、又は事業開始までにその見込みがある事業であること。
- (7) 当該補助金を申請する年度内に完了できる事業であること。
- (8) この補助金の申請年度において、当該年度の「東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱」により東京都からの補助金の交付が受けられるものであること。
- (9) 市が定める小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成27年条例第41号）を遵守した防犯カメラの設置及び運用に関する基準が定められていること、又は運用開始までに定められる見込みがあること。

（事前協議）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助対象事業の内容、防犯設備の設置時期、費用等について市と協議を行うものとする。

（活動計画書の提出）

第5条 申請者は、第7条の小金井市防犯設備整備事業補助金交付申請書を提出するまでに、小金井市防犯設備整備事業に対する活動計画書（様式第1号。次項において「活動計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する活動計画を変更しようとする場合には、速やかに市長に活動計画書を再提出しなければならない。

（補助金の交付基準）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において定めるものとし、別表に定める補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い方の額とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修繕、保守、清掃等に係る経費
- (2) 消耗品の交換に係る経費
- (3) 電力の受給その他当該防犯設備の機能を維持するために要する経費

- (4) 土地の取得、造成、補償又は使用に係る経費
- (5) 当該経費のうち、当該防犯設備の設置場所及びその本来の効果の及ぶ範囲が近接し、又は重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの
(交付申請)

第7条 申請者は、市長が定める期日までに、小金井市防犯設備整備事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款、規約又は会則
- (3) 防犯カメラを設置する場所の詳細な地図及び図面
- (4) 防犯設備の設置に係る単価、規模等が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けて防犯設備を整備する事業（以下「補助事業」という。）の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならない。
- (2) 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにできるようにしなければならない。
- (3) 取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 取得財産を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告しなければならない。
- (5) 取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付けもしくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (6) 前号の規定により承認を受け、取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市長に納付しなければならない。
- (7) 補助事業が完了した日から起算して1年を経過する日の属する会計年度が終了するまでに、補助事業完了後の活動状況について小金井市防犯設備整備事業補助金に係る活動報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- (8) 前号に定めるもののほか、市長から要求があったときは補助対象となった設備及び防犯に

関する見守り活動の現況について市長に報告しなければならない。報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の小金井市防犯設備整備事業補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定をしたときは小金井市防犯設備整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは小金井市防犯設備整備事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の小金井市防犯設備整備事業補助金交付決定通知書による通知に際して、前条各号に掲げる条件を付するものとする。

(事前着手)

第9条の2 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、原則として補助対象としない。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手しなければならないと認められるときは、あらかじめ市長の承認を得た場合に限り、補助対象とすることができる。

(補助事業の内容変更等)

第10条 第9条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第9条第1項の交付決定の額を上回る内容の補助事業を実施する場合、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、あらかじめ小金井市防犯設備整備事業計画変更申請書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出し、小金井市防犯設備整備事業計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第7号）により、承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに小金井市防犯設備整備事業補助金に係る事業遅延等報告書（様式第8号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、次に掲げる必要な書類等を添えて、速やかに小金井市防犯設備整備事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラを設置した場所の詳細地図及び図面
- (2) 防犯設備の設置に係る納品書及び請求書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条に規定する小金井市防犯設備整備事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小金井市防犯設備整備事業補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払等)

第15条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、小金井市防犯設備整備事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号）に基づく命令に違反したとき。
- (4) 取得財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 正当な理由がないにもかかわらず、交付決定のあった年度内に補助事業を完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったとき。

2 第1項の規定により補助金の交付の取消しをした場合は、補助事業者へ小金井市防犯設備整備事業補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第12号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金を支払われているときは、期限を定めて、小金井市防犯設備整備事業補助金返還命令書（様式第13号）により返還を命じるものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第18条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一の規定により耐用年数の経過した日までに第8条第5号の規定により承認を受けようとする場合において、取得財産のうち取得価格が50万円以上のものについては、あらかじめ小金井市防犯設備整備事業補助金に係る取得財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の経理等）

第19条 補助事業者は、事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（検査）

第20条 補助事業者は、市職員又は都職員が補助事業の運営及び経理等の状況について検査する場合又は事業について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第21条 補助事業者は、第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、第17条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を納付した場合のその後の期間においては既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を市長に納付しなければならない。

2 市長が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第21条の2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を

命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により、市長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 第21条第2項の規定により、市長が、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害等の場合の措置)

第23条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の措置については、市長が指示するところによる。

(委任)

第24条 この要綱に定めのない事項については、小金井市補助金等交付規則に基づくものとし、他に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

付 則 (平成28年7月12日要綱第97号)

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

付 則 (平成29年6月22日要綱第72号)

この要綱は、平成29年6月22日から施行し、この要綱による改正後の小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

付 則 (令和2年6月23日要綱第113号)

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

別表 (第6条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額
防犯設備の購入、 取付け等に要す る経費	補助対象経費の6分の5以 内 (1,000円未満の端数が生	(1) 単独事業 500万円 (2) 連携事業 750万円 ※ 総事業費に占める防犯カメラ1台当たりの整

	じたときは、これを切り捨てるものとする。)	備費用は、60万円を限度とする。ただし、ソーラー式防犯設備を含む整備費用については、この限りでない。
--	-----------------------	--

様式第1号（第5条関係）

小金井市防犯設備整備事業に対する活動計画書

（宛先）小金井市長

申請者	申請日	年 月 日
	所在地	
	団体名	
	氏名	⑩

標記の件について、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

様式第 1 号別紙

安全・安心まちづくり推進地区名： _____

(1) 地域団体名称
(2) 防犯担当者又は代表者氏名 職名 氏名
(3) 活動開始時期 年 月 日
(4) 活動内容
(5) 活動頻度 月 週 回
(6) 参加団体及び代表者名（連携事業のみ） ※ 参加団体を全て記入すること。 団体名 職名 代表者名 _____ _____ 団体名 職名 代表者名 _____ _____ 団体名 職名 代表者名 _____ _____ 団体名 職名 代表者名 _____ _____
(7) 参加団体の区域図 ※ 団体ごとの区域が明確に分かるように記入すること（別添可）。

様式第2号 (第7条関係)

小金井市防犯設備整備事業補助金交付申請書

(宛先) 小金井市長

申請者	申請日	
	所在地	
	団体名	
	氏名	㊟

下記のとおり事業に参加したいので、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。

記

補助金の交付年度		年度
補助金の交付申請額		円
補助事業	名称	事業
	目的	
	内容	
	効果	
	事業期間又は完了予定日	期 間： 年 月 日 ~ 年 月 日 完了予定日： 年 月 日
	防犯設備の運用に関する費用（ランニングコスト）負担の計画	
添付書類	(1) 収支予算書 (2) 定款、規約又は会則 (3) 防犯カメラを設置する場所の詳細地図及び図面 (4) 防犯設備の設置に係る単価、規模等が確認できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類	

(裏面)

補助事業名称					
安全・安心まちづくり 推 進 地 区 名					
補 助 対 象 経 費	事業の内訳	数量	単価 (円)	金額 (円)	左記の金額中 市補助金 (円)
補助対象経費の総額				(a)	(b)
補助対象経費 総額(a)の財 源内訳	市 補 助 金 以 外 の 財 源				円
					円
					円
					円
					円
	市補助金以外の財源(c)小計			円	
	市補助金交付申請額(b)再掲			円	
補助事業費の総額(a)再掲			円		

様式第3号（第8条関係）

小金井市防犯設備整備事業補助金に係る活動報告書

（宛先）小金井市長

補助事業者等	申請日	
	所在地	
	団体名	
	氏名	㊟

年 月 日付け小 発第 号により交付決定の通知のあった標記事業について、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第8条第7号の規定により、別紙のとおりその活動状況を報告します。

様式第4号 (第9条関係)

様

小金井市長

公印

小金井市防犯設備整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった事業については、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の条件を付して補助金を交付することに決定したので通知します。

記

補助金の交付内容	補助団体名称	
	補助事業名称	
	安全・安心まちづくり推進地区名	
	交付年度	年度
	交付額	円
	交付の方法 請求手続等	全額交付： 分割交付：
	交付の条件	<p>(1) 補助事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならない。</p> <p>(2) 補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにできるようにしなければならない。</p> <p>(3) 取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>(4) 取得財産を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告しなければならない。</p> <p>(5) 取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付けもしくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(6) 取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市長に納付しなければならない。</p> <p>(7) 補助事業が完了した日から起算して1年を経過する日の属する会計年度が終了するまでに、補助事業完了後の活動状況について小金井市防犯設備整備事業補助金に係る活動報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(8) 前号に定めるもののほか、市長から要求があったときは補助対象となった設備の現況について市長に報告しなければならない。報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。</p>
<p>*申請の取下げ（小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第11条） この補助金の決定の内容又は補助条件に不服があるときは、この通知書を受けた日から14日以内に申請の取下げをすることができます。</p>		

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市防犯設備整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった事業については、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の不交付を決定したので通知します。

記

補助団体名称	
補助事業名称	
安全・安心まちづくり推進地区名	
交付申請年度	年度
交付申請額	円

不交付決定理由

小金井市防犯設備整備事業計画変更申請書

（宛先）小金井市長

補助事業者等	申請日	年 月 日
	住 所	
	団体名	
	氏 名	⑩

年 月 日に交付申請した補助事業を、下記の理由により計画変更したので、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第10条の規定により、別紙の関係書類を添えて申請します。

記

補助事業名称		
安全・安心まちづくり推進地区名		
変更理由		
変更の概要	変 更 前	変 更 後
添付書類等	交付申請のときに提出した書類に、計画等変更箇所が分かる記載方法で修正したものを添付する。	

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市防犯設備整備事業計画変更（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業計画変更について、下記のとおり決定したので、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助事業名称		
安全・安心まちづくり推進地区名		
変更申請結果	1 承認します（全部・一部）。 2 承認しません。	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
不承認の理由等		

様式第8号（第12条関係）

小金井市防犯設備整備事業補助金に係る事業遅延等報告書

（宛先）小金井市長

補助事業者等	報告日	年 月 日
	住 所	
	団体名	
	氏 名	Ⓜ

年 月 日付け小 発第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事故があったので、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補 助 事 業 名	
安全・安心まちづくり 推 進 地 区 名	
事 業 の 進 捗 状 況	
事業遅延等の内容及び原因	
事業遅延等に対する措置	
事 業 完 了 の 予 定	

様式第9号 (第13条関係)

小金井市防犯設備整備事業実績報告書

(宛先) 小金井市長

補助事業者等	報告日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	氏 名	㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた事業が完了したので、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業名称		
安全・安心まちづくり推進地区名		
補助金	交付決定額	円
	交付申請額	円
事業期間又は完了日	期 間： 年 月 日～ 年 月 日 完了日： 年 月 日	
補助事業実施後又は今後見込まれる効果等		
添付書類	(1) 防犯カメラを設置した場所の詳細地図及び図面 (2) 防犯設備の設置に係る納品書及び請求書 (3) その他市長が必要と認める書類	

(裏面)

補助事業名称				
補助対象経費の使用額の内訳	事業の明細	支出額 (円)	左記の金額中の市補助金の額(円)	
		補助対象経費総額	(a)	(b)

補助対象経費の総額(a)の財源内訳	市補助金以外の財源		円
			円
			円
			円
			円
		市補助金以外の財源(c)小計	円
		市補助金決定額(b)再掲	円
	支出総計額(a)再掲	円	

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市防犯設備整備事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

補助団体名称	
補助事業名称	
安全・安心まちづくり 推進地区名	
補助金交付確定額	円

小金井市防犯設備整備事業補助金請求書

（宛先）小金井市長

補助事業者等	申請日	
	所在地	
	団体名	
	氏名	④

年 月 日付け小 発第 号で交付決定のあった補助金について、
小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

なお、上記の補助金は、次の口座に振り込むようお願いします。

振込先金融機関	
_____	銀行・信金・信組・農協 _____支店
種 別	普通 ・ 当座
口座番号	_____
(フリガナ) 口座名義	_____

様式第12号 (第16条関係)

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市防犯設備整備事業補助金交付決定取消（全部・一部）通知書

年 月 日付け小 発第 号により通知した補助金の交付決定について、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により、補助金の交付決定を取り消すこととするので通知します。

記

補助団体名称				
補助事業名称				
安全・安心まちづくり 推進地区名				
補助金	交付年度	年度		
	既交付決定金額	円 (a)		
	今回取消金額	全部	円	(b)
		一部	円	
取消し後の補助金交付決定額	円 (a) - (b)			

取消しの理由	
--------	--

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市防犯設備整備事業補助金返還命令書

年 月 日付け小 発第 号で取消しを通知した補助金について、
小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金の
返還を命じます。

記

補助団体名称		
補助事業名称		
安全・安心まちづくり 推進地区名		
補助金交付年度		年度
補助金	返還金額	円
	返還期日	年 月 日まで

様式第14号 (第18条関係)

小金井市防犯設備整備事業補助金に係る取得財産処分承認申請書

(宛先) 小金井市長

補助事業者等	申請日	年 月 日
	住 所	
	団 体 名	
	氏 名	㊟

小金井市防犯設備整備事業補助金により取得した取得財産の処分について、小金井市防犯設備整備事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

安全・安心まちづくり 推 進 地 区 名	
1 処分予定の取得財産に係る事業の名称	
2 処分予定の取得財産の品目及び取得年月日	
3 処分予定の取得財産の取得価格及び時価	
4 処分予定の取得財産の設置場所	
5 処分予定方法	
6 処分予定理由	